SYP	甲種	特級	二四・一	二六・二	三九・〇	二・四
		一級	二〇・七	一六・一	二四・四	
		二級	一八・七	一一・九	一八・五	
		三級	一〇・七	六・八	一〇・六	
	乙種	コンストラクション	一九・九	八・九	一三・九	
		スタンダード	一六・五	五・〇	七・八	
		ユーティリティ	一〇・七	二・三	三・七	
	たて枠用たて継ぎ材		一六・五	五・〇	七・八	
JS I	甲種	特級	二四・九	二〇・六	三三・六	二・一
		一級	二一・一	一四・一	二三・七	
		二級	一八・二	一二・五	二二・二	
		三級	一〇・六	七・三	一二・九	
	乙種	コンストラクション	一九・八	九・五	一六・九	
		スタンダード	一六・〇	五・三	九・三	
		ユーティリティ	一〇・六	二・五	四・四	
	たて枠用たて継ぎ材		一六・〇	五・三	九・三	
JS II	甲種	特級	一五・七	一六・〇	二八・四	一・八
		一級	一五・七	一二・二	二〇・四	
		二級	一五・七	一二・二	一九・五	
		三級	九・一	七・一	一一・三	
	乙種	コンストラクション	一五・七	九・三	一四・八	
		スタンダード	一三・八	五・一	八・二	
		ユーティリティ	九・一	二・四	三・九	
	たて枠用たて継ぎ材		一三・八	五・一	八・二	
JS III	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	二・一
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	
	乙種	コンストラクション	一七・九	七・四	一一・八	
		スタンダード	一四・九	四・一	六・五	
		ユーティリティ	九・八	一・九	三・一	
	たて枠用たて継ぎ材		一四・九	四・一	六・五	

第四号を削る。

第五号中「機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に適合する枠組壁工法構造用製材」を「枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材」に、「その曲げ応力等級」を「そのMSR等級」に、「はる」を「張る」に改め、同号の表中「曲げ応力等級」を「MSR等級」に、

「

九〇〇Fb―一・〇E 九〇〇Fb―一・二E	一二〇〇Fb―一・二E 一二〇〇Fb―一・五E

」

を

「

九〇〇Fb―〇・六E 九〇〇Fb―一・〇E 九〇〇Fb―一・二E	一二〇〇Fb―〇・七E 一二〇〇Fb―〇・八E 一二〇〇Fb―一・二E 一二〇〇Fb―一・五E

」

に、「樹種」を「樹種群」に改め、「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、同号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

第三第一号の表以外の部分を次のように改める。

一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度Fcvは、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）　その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値

ロ　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）に適合する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材　その樹種群に応じてそれぞれ次の表二に掲げる数値